

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 1 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
<b>(1) 学校法人の理念・目的は適切に設定されているか</b>						
a ◎高等教育機関として追及すべき目的（建学の精神、教育理念、使命）を踏まえて、当該付属機関・委員会の理念・目的を設定していること。	法人の理念は、前身である明治法律学校以来の建学の精神である「権利自由・独立自治」に基づき、学校を設置し、その教育・研究活動を通じて、広く社会・人類への貢献を行うものである。 建学の精神である「権利自由、独立自治」は、個人の権利や自由を認め、学問の独立を基礎として自律の精神を養うという理念を広く普及させることを意味する。 2011年には、建学の精神にのっとり、本法人及び設置学校における長期的なビジョン（目標・戦略課題）である「学校法人明治大学長期ビジョン（以下「長期ビジョン」という。）」を策定した。 長期ビジョンは、将来にわたり、明治大学が「新しい知の創造」及び「時代の要請に応える人材の育成」の拠点であり続け、世界に大きく飛翔するため、現在に至るまでの明治大学の歩みを振り返るとともに、可能性を見極め、創立150周年を見据えて、当面する今後10年間の強化の方向性及び理念について定めたものである。将来に向けた大きな方向性・到達すべき目標として、「世界へ-国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」という長期ビジョンを策定した。 当該機関等は、長期ビジョンに基づき、学校法人の健全な運営や適正な事業の遂行を推進している。					
b ●当該付属機関・委員会の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。	明治大学全体が、法人・教学の一致した共通理念である長期ビジョン「世界へ-国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」を実現化するために、基本政策の策定及び推進を行っている。					
<b>(2) 学校法人の理念・目的が、教職員及び学生に周知され社会に公表しているか</b>						
a ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること	一般向けに配布している「明治大学総合案内」で建学の精神について説明し、大学ホームページに「建学の精神と使命」というページを設けている。当該ページにおける2015年度の年間アクセス数は、19,976件であった。受験生に向けては、大学ガイドブックや受験情報誌等に建学の精神についての情報を掲載、大学院ガイドブックにも説明をしている。さらにキャンパスのグローバル化に伴い、外国語版ホームページ（英語・中国語・韓国語）で説明し、10か国語で展開している「ALL ABOUT MEIJI」にも創立者の紹介とともに、建学の精神に触れている。本学の教育・研究等に関するトピックを広く社会に伝えるため、広報課から報道各社にプレスリリースをし、その内容を大学ホームページでも公開することで大学構成員も共有している。2015年度は、産学連携、公開講座、地域連携などについて114本の情報発信をした。					

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 1 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
<b>(3) 学校法人の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか</b>						
a ●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 ・長期ビジョンの実現に向けた中期計画の実施	学校法人明治大学中期計画は、「学校法人明治大学長期ビジョン」を具体化するための中期（4年間）の計画を定めたもので、2014年度から2017年度までの計画を「中期計画（第1期）」として策定している。 2015年度も、中期計画（第1期）の各プランを事業計画や予算編成に反映させ、各所管において着実に実行に移行した。 また、2015年度末で、中期計画（第1期）のうち前半の2年間で終了したため、当該2カ年の計画の実施状況を振り返り、達成度を評価した「中間総括」を実施した。あわせて、状況や環境の変化に応じて、2016年度以降の計画の見直しを行った。このことにより、後半の計画のスムーズな実行へ繋げていく。 本学構成員が中期計画を共有し、想いを一つにすることによって、長期ビジョンの実現を目指す。	2015年度末に中間総括を実施し、「中期計画（第1期）」の達成度は約67%だった。		2016年度には、「中期計画（第1期）」を踏まえ、「中期計画（第2期）」として2018年度から2021年度までの計画の策定に取り組む予定である。		

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 6 学生支援

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
<b>(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか</b>						
<p>●方針に沿って、生活支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。</p> <p>○ハラスメント</p>	<p>&lt;キャンパス・ハラスメント&gt;</p> <p>本学は、人権尊重の精神の下で大学の諸活動を適正に運営するため「明治大学人権委員会規程」を制定し、人権侵害や差別を防止する諸施策を立案・実施している。</p> <p>キャンパス・ハラスメントの防止については、同規程第7条の下で「キャンパス・ハラスメント対策委員会」を設置し、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」及び同規程第5条に基づく「明治大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」に従って行われている。キャンパス・ハラスメント対策委員会は、学識経験者を含む23名で構成されている。ほとんどの相談員が学内教職員であるため、必要に応じて学外機関の専門家による支援を導入している。規定された事項を運用するため「キャンパス・ハラスメント相談室」を駿河台キャンパスに設置しており、本学構成員すべての者の相談受付窓口となっている。その他、学生、教職員等別に「相談受付窓口」をホームページで明示している。ハラスメントへの予防対策としては、同対策委員会が発行する「ハラスメントのないキャンパスへ」を学生及び教職員等に配付し、隔年に発行する「キャンパス・ハラスメント対策委員会活動報告書」は教職員に配付している。さらに人権委員会の下に設置された人権教育・啓発専門委員会が、「学部間共通講座」において人権に関する授業と、「人権講演会」を実施している。また、学部等の機関が実施する研修等の中でも、ハラスメント防止の話を盛り込むようになってきた。特に、職員研修では、新入職員研修をはじめ、全職員受講を目標とする「ハラスメント予防研修」を毎年複数回実施している。</p> <p>2015年4月から2016年5月までに寄せられた相談件数は45件となっている。学生からの相談は、学生相談室との連携が必要なケースが多いため、同対策委員会副委員長に学生相談事務長が指名されている。また、相談対応に際し、精神的配慮がより必要な場合が多いことから、必要に応じて学外機関の専門家による支援も導入している。</p> <p>相談内容は多岐にわたり、当事者間で起きるトラブルの調整だけでは片付けられない背景を持ち、根本的な解決が得られない事例が増えてきている。そうした場合に、教育・研究の場や職場に状況改善のための対応を求める機会も少なくない。現在は、必要に応じて、対策委員長及び担当相談員が関係部署の責任者と面談し、口頭による依頼や申し入れを行ってきているが、昨今、連携の実施が困難な事例が続き、他組織との連携についてシステム化が必要である。</p>	<p>学部等の機関が実施する研修等の中で、ハラスメント防止の話を盛り込むようになってきた。特に、職員研修では、全職員受講を目標とする「ハラスメント予防研修」を毎年複数回実施している。</p> <p>ほとんどの相談員が学内教職員であるため、必要に応じて学外機関の専門家による支援を導入しており、大変有効である。</p>	<p>特に大学院生の相談では、悪い状況が常態化してしまい、問題を抱えて身動きが取れない状態を訴えてくる場合が多い。研究室等で起こる問題は表面化しにくく悪化しやすい。現場の組織は注意を払い、早めの対応が必要である。</p> <p>大学構成員が人権やハラスメントの理解を深めるために、人権委員会と人権教育・啓発専門委員会が中心となって、現場の組織と協働してハラスメント予防策を実施することが重要である。特に、教員と学生に向けた研修・講習の実施が不足している。</p> <p>同対策委員会の相談機能の限度について、規程等に明示されていないとの指摘があった。ハラスメント相談に際して、当事者にカウンセリングなどのサポートが必要な場合も多いが、教職員には学内におけるメンタルヘルスケアへの具体的な枠組みがない。</p> <p>相談の拠点である同相談室は、現在駿河台のみの設置であるため、駿河台以外の構成員にとって不便である。</p>	<p>学外機関の専門家による支援の内容について、現在は相談員等への助言や面談の同席に留まっているが、「専門家相談員」として位置づけることを推進する。</p>	<p>問題の対応に混乱を生じさせないために、同対策委員会の相談機能の限度について可能な限り明確に表し、周知する。</p> <p>「教職員懲戒規程」において、同対策委員会が直接的に関わる部分についての改善案を提案し、再考を推進する。</p>	<p>現在、対策委員(相談員)は23名であるが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、ある程度の専門的知識や経験を持った委員の必要性、また相談対応時の多大な負担を考えると、少なくとも30名程度までの増員を図りたい。</p> <p>相談の拠点であるキャンパス・ハラスメント相談室は、段階的増設(生田キャンパスの設置は最優先)も考慮しながら、4キャンパスすべてに配置されるよう計画を策定する。</p>

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準7 教育研究等環境

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
校地・校舎の整備						
<b>(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか</b>						
a ●学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学の理念、目的を踏まえて、定めているか。	<p>理事会は、「学校法人明治大学長期ビジョン」（2011年11月）を策定し、10年後の明治大学のあるべき姿として定めたビジョン「世界へ国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」を現実化するために、(1)「個」を強め、社会と世界をリードする人材育成の拠点、(2)知の創造と開かれた学問の拠点、(3)世界を結ぶヒューマンネットワークの拠点、(4)学術・文化を世界に発信する拠点としていくことを方針として掲げている。</p> <p>また、これを具体化するための基本的方針として「施設設備整備計画」の項目を設定し、教学が策定した「ランドデザイン2020」等との整合性を図りながら、明治大学の教育研究に寄与する教育環境を整備することを明示している。</p> <p>さらに、長期ビジョンを具体化するために、2014年度に「学校法人明治大学中期計画」を策定し、「施設設備整備計画」の項目で、(1)既存施設の修繕計画、(2)既存施設の建替え計画、(3)新規施設の利用計画、(4)学外賃借施設の取り込み、について、それぞれ目標・ロードマップを作成した。</p>					
b ●教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体、組織、権限、手続きを明確にしているか。 ●その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	<p>法人側の施設設備整備計画については、理事会の下に設置している教育研究施設計画推進委員会において、本大学全体における本法人の地区計画・教育研究施設整備計画の策定及び推進を行うとともに、駿河台、和泉、生田及び中野の各キャンパス並びにその他の用地における本法人の地区計画・教育研究施設整備計画の策定及び推進を行っている。</p> <p>また、中期計画については、中期計画策定委員会規程第2条第3号に、委員会の任務のひとつとして、「中期計画の実績等評価に関すること」と定められているため、今後、計画は定期的に進捗状況をチェックするとともに、適宜見直しを実施していく。</p>					
・キャンパスランドデザイン	<p>2015年度は、教育研究施設計画推進委員会の下、2014年度に常勤理事を座長とする各キャンパスの施設計画推進専門部会にて決定された優先順位の要望に基づき、本学の財政状況等を踏まえながら、今後10年間を見据えた大学全体の施設建設計画に係る優先順位を策定した。</p> <p>今後はこの計画に基づき、教育施設、研究施設、学生環境の整備を推進する。あわせて、既存施設の修繕、改修についても適切に実施する。</p>	2015年度に、大学全体の施設建設計画に係る優先順位を策定したことにより、具体的な計画が立てやすくなった。		財政状況を考慮しながら具体的な建替え・修繕計画を策定する。		

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 7 教育研究等環境

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
<b>(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか</b>						
a ◎校地及び校舎面積が、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしているか。かつ、運動場等の法令上必要な施設・設備を整備しているか。 ●方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。	<p>教育研究環境整備に関する方針に基づき、各校地・用地に必要な校舎・施設を整備・配備している。2016年3月現在、本学の校地面積は303,277㎡、校舎面積は409,906㎡で、大学設置基準上必要な校地・校舎面積を充足している。</p> <p>既存キャンパスの利用価値・利便性を高めるとともに、教育研究活動等に資する環境整備を行うため、理事会では、各キャンパス隣接地の調整や土地交換等の検討も進めている。</p> <p>有形固定資産の管理については、「学校法人明治大学固定資産・物品管理規程」第3条において、「教育研究の効果を上げるため常に良好な状態において維持するとともに、経済性に留意し、有効適切に管理するよう努める」ことを原則としている。財務部長が総括管理責任者となり、担当常勤理事の命を受けて管理業務を統括し、この下に各キャンパス管理責任者を置き、資産登録台帳等を作成することにより、維持管理をしている。</p> <p>施設維持の管理方式としては、駿河台キャンパスは統括管理方式、和泉・生田キャンパスは個別管理方式、中野・調布キャンパスは総合管理方式により、設備・清掃及び警備の各業務をそれぞれ外部業者に委託している。キャンパス外施設は、関連部署（分任管理責任者等）及び外部業者等と連携をとりながら適切な管理を行っている。</p> <p>安全衛生管理については、消防設備点検及び建築設備定期点検を実施し、法令を遵守した管理を行っている。さらに、ビル管理法に基づく害虫点検・駆除及び空気環境測定も行っている。</p>	施設維持管理体制については、各キャンパスごとに専門的なスキル・経験を有した外部業者に委託している。そのため、コンプライアンスに基づいた各種法定点検等の適切な対応が可能となっており、安全かつ安定した施設・設備の維持管理が可能となっている。	委託業者に関しては、専門的なスキル・経験を有した外部業者に委託しているが、それらを効果的に発揮させるためには、本学にも実務家職員の配置が必要とされている。	各キャンパスでの外部業者への委託状況を横断的に分析することにより、3つの管理方式（統括管理・総合管理・個別管理）を基軸に比較・検証を行う。検証結果をもとに委託先の変更並びに契約内容の一部変更等を行い、適正な管理体制の確立を目指す。加えて、委託体制のスリム化、効率化も並行して検証することにより、費用面での改善も図る。	2016年度以降、電機室技能職員を恒常的に配置させることになった。	2016年度以降、電機室技能職員を恒常的に配置させることになった。この配置については、特定のキャンパス勤務を指定するものではなく、キャンパス間を横断的に業務俯瞰できるようにする。
●バリアフリーに対応する等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み	<p>&lt;ユニバーサルデザインへの対応&gt;</p> <p>本学は「明治大学グランドデザイン」の「全学のビジョン（1）教育」において、「⑤地域、文化、世代、障害を越えた多様な人々が学びあう教育環境を提供します」と謳っている。また、「全学のビジョン（5）学生生活支援」において、「④バリアフリーに配慮したキャンパスにする」ことを方針としている。これらの方針に基づき、2000年度以降新築された校舎は、バリアフリー対応が施されている。</p> <p>駿河台キャンパスでは、学生が利用する主要施設であるリバティタワー・12号館・アカデミーコモン・グローバルフロントについて、階段手すり・点字ブロックが整備されている。多目的トイレは合計14カ所に設置されている。また、2015年度には、駿河台キャンパス（3カ所）、生田キャンパス（3カ所）の6カ所の多目的トイレに、ベビーシート及びベビーチェアを設置し、男女共同参画の推進に寄与した。</p>	2000年度以降に新築された校舎は、バリアフリー対応が施されている。	1999年度以前に新築された校舎において、バリアフリー対応が十分に進んでいない施設がある。	これまでのバリアフリー対応から、誰もが使いやすいユニバーサルデザインへ移行し、必要に応じて対応を施していく。	これまでのバリアフリー対応から、誰もが使いやすいユニバーサルデザインへ移行し、必要に応じて対応を施していく。	
	<p>&lt;和泉キャンパス&gt;</p> <p>構内は点字ブロックが敷設され、校舎間の動線全てが点字ブロックでつながっている。また、トイレ入口のサインを点字付のものに更新するなど、細部にいたるまで対応している。多目的トイレは、キャンパス全体で10カ所に設置している。しかし、エレベーターやスロープが設置されていない建物があるため、改善が必要である。</p> <p>なお、施設・設備の改修や修繕を行う際に、バリアフリーに配慮をした工事を行っている。</p>	2015年度末に、第四校舎前（南側）アスファルト舗装工事を行い、傾斜を施すなど、周囲との段差をなくし、バリアフリーに対応できるよう施工した。	第二校舎、第三校舎、研究棟、リエゾン棟にエレベーターが設置されていない。	キャンパス内の施設・設備の改修や修繕を行う際は、小規模でも、バリアフリーに配慮し、安全と利便性を向上させるよう、工事を進めていく。		第二校舎、第三校舎の代替施設として新教育棟（仮称）を建設する計画が進められている。

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準7 教育研究等環境

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
	<p>&lt;生田キャンパス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生田キャンパスでは、2007年度大学評価（認証評価）結果からバリアフリーについて検討を重ね、2011年度の地域産学連携研究センター建設に伴い、従来から検討してきた西北門からの登校路にある坂道を、エレベーター・エスカレーターで上下を結ぶ連絡通路を建設することでバリアフリー化を実現した。</li> <li>・キャンパス内にも点字ブロック・手すり等を順次設置している。</li> <li>・多目的トイレはキャンパス全体で18カ所に設置している。</li> <li>・バリアフリーについて、設備は徐々に設置されているが、車椅子利用者が建物間を移動する際、キャンパス内に急勾配や段差がある箇所が多く、支障をきたしているのが現状である。</li> <li>・2015年度は、多目的トイレの設置箇所を利用者がわかるように、校舎入口に掲示を行った。</li> <li>・2015年8月に図書館内には段差解消昇降機を設置した。</li> <li>・2015年度末にキャンパス内の主要校舎の多目的トイレ等にベビーシート・ベビーチェアを設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年度中に多目的トイレのある全校舎の入口に、多目的トイレの案内掲示を行った。</li> <li>・2015年8月に図書館内に車椅子用の昇降機を設置し、図書館ギャラリーに車椅子で行くことが可能となった。</li> <li>・女性研究者支援の一環として、主要校舎の多目的トイレ等にベビーシート・ベビーチェアを設置した。</li> </ul>	<p>新築校舎から徐々にバリアフリー化が進められているが、車椅子利用者等が来校しても充分対応できない建物が多数残っているため、順次、既存校舎のバリアフリー化について予算を要求し、進める必要がある。</p>	<p>車椅子利用者が不自由なく過ごせるよう、段差解消機が必要な校舎については予算要求をしていく。</p>	<p>ベビーシートが設置されている校舎入口に、案内掲示をする。</p>	<p>老朽化した既存校舎の建替え計画を策定する際、バリアフリー化を計画に含め、進めていく。</p>
	<p>&lt;中野キャンパス&gt;</p> <p>中野キャンパスでは、強風に見舞われる日が年間を通じて多いことから、利用者の安全に向けた取り組みとして、危険が心配される扉については、既に行っている部品交換、強風時の一時閉鎖などの運用面での対応とともに、注意喚起ステッカーを作成して、対象全扉に貼付した。防犯強化対策では、防犯カメラの改修、防犯ブザーの追加設置を行っている。</p> <p>また、教育研究施設では、2教室でスクリーンを増設してメディア教材の見え方を良くするとともに、学生の自学自習施設であるセルフアクセスセンターで、空気環境の改善に向けた改修工事を行った。</p>		<p>現在、学生の利用はスムーズに行われているが、今後発生する改修についても、バリアフリー化の視点が求められる。</p>		<p>閉館時の通用口について、強風時の安全対策も含めて、2016年度中に改修を行う。</p>	

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 8 社会連携・社会貢献

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
<b>(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか</b>						
<b>教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動</b>						
a ●方針に沿って、社会連携・社会貢献を推進しているか。 ・戦略的広報活動の展開	広報戦略本部を中心に、教育研究活動及びこれに付随する諸活動に関する情報等を広く学外に発信するための広報戦略を策定するとともに、それに基づく最重点項目を設定し、本学のブランドを高める広報活動を推進した。「明治大学広報」、広報誌「M-Style」・「明治」等の紙媒体のほか、ホームページ、SNS等各種媒体を通じた情報発信、メディア・記者に対するプレスリリース等により、「旬（しゅん）」な本学の情報を学外に発信した。 2015年度は新たに、中国版ツイッター「新浪微博」の明治大学公式ページの開設や海外向けのインフォマーシャルの製作・放送を行った。 また、第21回「マスコミ交流会」を開催し、マスコミ関係者との情報交換を行い、交流を深めた。 さらに、情報WEBサイト「Meiji.net」（メイジネット）をリニューアルオープンし、身近な社会問題から最新の時事問題まで取り上げている。	大学における「研究」情報の発信強化に努め「Meiji.net」では、30人以上にのぼる教員の協力のもとコンテンツを公開し、35万件の閲覧があった。また、Yahoo!ニュースと社会の課題を解決するサイトとして業務提携を行っている。グローバル広報では、ASEAN地域に動画を配信し、1か月で5万件の視聴があった。	・マスコミ関係者との良いリレーションを構築するために、「マスコミ交流会」を実施しているが、個々の記者との信頼関係を深めていく必要がある。 ・紙媒体をはじめ、媒体の存在意義と費用対効果を検証しつつ、情報価値を最大化できる仕組みを作る必要がある。 ・研究ブランドを高めるためを検討していく必要がある。	教員による情報発信基地として「Meiji.Net」のプレゼンスを学内であげていく。そのためインナー広報をさらに強化し、研究情報の発信をはじめとした広報意識を全学に拡大していく。教員向けのプレスリリース手引きや広報ブランドブックを基に発展させる。	・マスコミ交流会に記者を招くだけでなく、普段からの情報提供を積極的に行い、接触を増やしていくことで、パブリシティを強化していく。 ・媒体の訴求対象と、費用・効果を分析し、適切に資源を投下していく。 ・学生へのインナー広報のあり方を検討し、紙媒体またはホームページで公開できるようにする。	・プレスリリースを軸に、動画や画像を記者に提供しつつ、時代に応じた情報発信を実施できるようにする。とくに研究成果の発信においては、動画などを用い実際に目に触れることで記者を納得させ、「記事にしたい」と思わせるように喚起し誘導していく。 ・研究ブランドの発信にあたり、研究者の当該部署や研究知財部署との協力体制を構築したい。
<b>学外組織との連携協力による教育研究の推進</b>						
a (検証システムと改善実績) ●社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。 ●その検証プロセスを適切に機能させ、改善につながっているか。 ・系列法人「国際大学」との連携	本学の系列法人である学校法人国際大学とは、相互の建学の理念を尊重の上、法人間の連携及び教育研究活動の包括的な交流と連携・協力を推進することにより、両法人の目指す「世界トップクラスのグローバルユニバーシティ」の実現に向けて、相互に事業計画及び教育研究活動の支援を行っている。2015年度も本学から役員の過半数を派遣するとともに、系列法人協議会、入学ガイダンス、職員研修等の各連携事業を実施した。	教学間では、両大学で「教員人材交流に関する覚書」を締結し、2016年度から、両大学の教員が、相手大学において講義等を実施することとなった。		2016年度以降は単位互換プログラム実施に向けたカリキュラムの協議を引き続き行う予定である。		

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (1) 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
<b>(1) 学校法人の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。</b>						
a ●意思決定プロセスや、権限・責任（教学と法人の関係性）、中長期的な大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。	<p>学校法人を代表する「理事長」を置き、大学を代表し、教職員を統督する「学長」を置いている。学長は、「学校法人明治大学寄附行為（以下、寄附行為とする。）」上で理事と定め、教育・研究計画を理事会に提案するとともに、経営的責任を負っている。理事長は、法人を代表し、業務基準・専決事項は「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」に定められ、各事務部門については、「事務管理職務権限規程」に部門管理者の職務及び権限を規定している。</p> <p>理事長は、理事会を主宰し、「事業計画書」をはじめ、本法人の重要事項を議決する。構成員は、理事長、学長、常勤理事（5名）及び理事（4名）及び監事（3名）であり、定期（毎月隔週）で開催している。効率的な意思決定に資するため「業務執行権限の委任に関する理事会申合せ」に則り、理事会、常勤理事会及び理事長の業務執行権限を下位の執行機関又は執行者に委任している。常勤理事会は、理事会決議の具体的施策に関して協議するとともに、理事会に付議する事項について事前協議するために設置し、原則毎週開催している。構成員は理事長、学長及び常勤理事（5名）であり、オブザーバーとして教学から総合政策担当副学長が出席している。また「理事会と学部長会との懇談会」を適宜開催し、教学組織との情報共有に努めている。</p>	<p>大学経営における理事会決定が教学運営との実態にかい離が生じないように、各キャンパスにおいて理事会メンバーと各地区に所属する学部等関係役職者が意見交換を行う場が設けられている。特に駿河台キャンパスにおいて実施する際には、教学意思決定機関である学部長会メンバーとの会合がもたれており、忌憚のない意見交換がなされている。</p>		<p>より一層、法人と教学が一体となって大学経営・運営を進めていくため、次年度以降についても「理事会と学部長会との懇談会」を開催していくとともに、その在り方（開催形態、メンバー等）についても適時検討、情報共有し、円滑な大学経営・運営等に生かしていく。</p>		
●法人運営の基本方針（「長期ビジョン」の明示と周知及びその検証システム	<p>理事会では、建学の精神にのっとり、本法人及び設置学校における長期的な目標や戦略課題を示す「学校法人明治大学長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）を策定した。10年後（2020年）の長期ビジョンとして、「世界へ-国際人の育成と交流のための拠点、世界で活躍する強く輝く『個』を育てる教育研究の実現-」を掲げ、ビジョン実現のための理念として「『個』を強め、社会と世界をリードする人材育成の拠点」等を5つ掲げ、これら5つの理念を具体化するための施策として、①教育、②研究、③社会連携・社会貢献、④国際連携、⑤施設設備整備計画、⑥財務戦略、⑦組織・運営体制、⑧明治高等学校・中学校の領域で8つの基本方針を定めた。この中で特に⑤～⑦については、学校法人としての管理運営方針を明示したものである。</p>					
（「中期計画」の検証システム） 中期計画の検証方法について記述してください。検証システムについては、2015年度に、どのような検証を行い、検証の結果はどのような状況で、どのような課題があり、どのような改善を行ったのか、検証した内容がわかるように記述をお願いします。	<p>2014年9月に、長期ビジョンを具体化するため、「学校法人明治大学中期計画（第1期）」（以下「中期計画」という。）を策定した。上述した長期ビジョンの①～⑧の基本方針に基づき、それぞれ具体的な目標及びロードマップを策定した。</p> <p>中期計画は、「中期計画策定委員会」において、実績等評価及び適宜計画の見直しを実施することとなっている。中間総括として、2014年度及び2015年度の実績評価を、2015年度末までに取りまとめた。</p>	<p>2015年度末に中間総括を実施し、「中期計画（第1期）」の達成度は約67%だった。</p>		<p>2016年度には、「中期計画（第1期）」を踏まえ、「中期計画（第2期）」として2018年度から2021年度までの計画の策定に取り組む予定である。</p>		
●方針を教職員が共有しているか。	<p>長期ビジョン及び中期計画はホームページに公表するとともに、教職員には冊子やMICS（事務情報共有サービス）に掲載している。また新入職員研修において、長期ビジョンに基づいた本学の方向性や理念について説明を行っている。</p>					

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (1) 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか						
a ◎所用の職を設け、これに対応する組織を整備し、これらの権限を明確に定めているか。 ●方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。	<学内諸規程の整備とその適切な運用> 法人の管理・運営及び設置学校の教育・研究に関する業務に必要な事項は、校規としている。この校規は、制定時の決裁機関に応じた、規則、規程及び例規（要綱、細則、基準及び要領）に分類管理している。これら校規のすべては、MICSで参照が可能であり、また新規制定・改廃のある都度、MICSによりその通達を示達し、関係者への適切な周知が図られている。理事会・常勤理事会等の執行機関や法人役員及び事務管理職が持つ決裁権限のほか、人事、財務、調達等に係る適正な業務執行に必要な校規に加え、これらの業務執行の適切性を担保するための一連の決裁手続についても校規として整備されている。					
	(1) 理事会 理事会は、本学の教育・研究の充実及び向上を目的とする有効適切な経営管理を行うため、「事業計画書」をはじめ、基本的な施策、方針、計画等本法人の重要事項を審議し、決定することを基本的業務とし、定期（毎月隔週）で開催している。理事長、学長、常勤理事（5名）及び理事（4名）を構成員とし、法人の業務について意見を述べる責務を持つ監事（3名）も出席している。理事会は理事総数の過半数が出席することにより開催し、議事については、「出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すること」及び「重要事項などについては理事総数の3分の2以上の議決がなければならないこと」を寄附行為第11条に規定している。理事会は議題に応じて「業務執行権限の委任に関する理事会申合せ」に則り、理事会、常勤理事会及び理事長の業務執行権限を下位の執行機関又は執行者に委任し、効率的な意思決定を行っている。また「理事会と学部長会との懇談会」を適宜開催し、教学組織との情報共有に努めている。					
	(2) 常勤理事会 常勤理事会は、理事会において決定した基本方針に基づき、その具体的施策に関して協議・決定するとともに、理事会に付議する事項について事前協議するために設置し、業務基準として、「理事会に付議する事項についての事前協議及び調整に関すること」をはじめ6点を規定し、原則毎週開催している。構成員は理事長、学長及び常勤理事（5名）であり、オブザーバーとして教学から総合政策担当副学長が出席している。					
	(3) 評議員会 評議員会は、評議員74人をもって組織し、年2回定時に、又は必要があるときは臨時で開催する。評議員会の議事進行役として、評議員の互選をもって、議長及び副議長各1人を置く。評議員会は評議員総数の過半数の出席をもって開催し、議事については、「法令又は校規に特別の定めがある場合を除いては、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すること」を寄附行為第23条に規定している。なお、大学院長、各学部長及び高等学校長兼中学校長が職務上の評議員として出席しており、法人としての意思決定に参画している。					

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (1) 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
<b>(3) 学校法人の業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか</b>						
a ◎必要な事務組織を整備し、職員を配置していること。	<p>事務組織の任務等については、事務組織規程及び事務分掌内規に定めている。2016年4月現在の事務組織は14部・3室から成る59事務室・課体制である。事務管理職として、部長・室長、事務長・課長を置いている。事務管理職は「職務権限規程」に基づき、担当理事、大学役職者の命を受け、職務を遂行している。人員配置に関しては、毎年、業務量・業務内容を把握するため、各部署が業務分担表を作成し、人事課へ提出することとしている。人事異動は、総務部長及び人事課長が各部門長にヒアリングを実施の上、部署の現状・要望を把握しながら人員配置を決定している。</p> <p>事務職員の定員管理については、退職者補充が原則ではあるが、中野キャンパス開設に向けた要員確保については既卒者の採用が認められ、2016年5月における専任事務職員数は556名となった。また、専任職員以外にも特別嘱託職員を採用し、G P等の補助金事業の推進サポートやキャリア支援、情報メディア関係、学生相談等の専門的な技術や資格が必要な業務を担当している。</p>					
	<p>事務組織の改善については、中期計画に基づき、事務組織のあるべき姿及び個別の事務組織設置・改善に関する検討を行うため、事務部長会の下に「事務組織改善ワーキンググループ」を設置し、実施案を策定している最中である。</p> <p>また、遂行している業務が本学の教育研究活動における発展の一助となっていることを各事務職員が理解・把握するために「部門目標制度」を導入している。部門目標は、毎年度、部長・室長が作成し、それに基づき、部署目標を事務長・課長が作成・周知することにより、所属員が具体的な目標及び役割を設定している。さらに、部門間の業務協力が必要となることも考えられるため、M I C Sに各部門及び部署目標並びに行動計画を掲載している。</p> <p>大学全体に関わる政策推進にあたっては、部署の枠を超えた事務職員のプロジェクチームがある。プロジェクチームは業務遂行に必要な事項を定め、事務部長会で承認することにより、チームが結成される。</p> <p>職員個々の資質向上のため、職員研修基本計画、人事評価制度、人事異動方針とも連動させ人事制度全体として職員個々の強化及び資質向上に取り組んでいる。</p>	<p>事務組織改善ワーキンググループにおける検討を経て、「事務組織のあるべき姿に関する提言書」を取りまとめ、所管である総務担当理事への提出を行った。</p> <p>なお、2016年の新理事会発足に伴い、提言書は次期総務理事に引き継がれた。</p>		<p>提言書に基づき、短期的課題と分類された事項については、内容を精査・補強し、具体的な実施案の策定を行う。</p> <p>中期的な課題については、「教育研究を支える事務組織の構築」をミッションとして掲げ、実現に向けた目的を設定した上で、大所高所の視点から事務組織改善案の策定に着手する。</p>		
<b>(4) 事務組織の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか</b>						
a ●事務職員の資質向上に向けた研修などを行うことによって、改善につながっているか。	<p>&lt;人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善&gt;</p> <p>事務職員の人材育成とモチベーション向上を目的に業務実績評価（目標達成度評価を含む）と行動評価制度を組み合わせた人事評価制度を実施している。目標管理制度を導入したことにより、組織の中で職員自身がやるべきことを明確化し、目標達成に向けて主体的に業務に取り組む仕組みを構築している。また、行動評価においては、資格ごとに定義された行動基準と実際の行動を照らし合わせることで、本人と組織が期待する姿のギャップを顕在化させ、更なる自己成長への動機づけとしている。現在、人事評価自体は限られた範囲でしか処遇と結びつけていないが、職員の中に目標達成に対する意識が向上してきている。</p>		<p>職員の中に・・・の記述があるが、どれほどの職員の意識の向上がはかられているのかが不明である。全員に浸透して行ってこそ効果が発揮される。</p>		<p>人事評価における処遇に明確に反映させるよう制度設計の手順を示す。</p>	

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (1) 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
	<p>&lt;SDの実施状況と有効性&gt;</p> <p>職員に求められる人材像として定義した「プロフェッショナル人材」を念頭に置き、職員人事委員会にて毎年策定している職員研修基本計画に基づき、研修制度を体系立てて実施している。「第1種研修」(法人主催)、「第2種研修」(外部団体主催)、「大学院在学研修」等により、専門性の向上と業務の効率化を図ることを目的としている。特にアドミニストレーターとして必要とされるマネジメント能力を有する人材養成のため、「職員の大学院在学研修取扱要綱」に基づき、2015年度は本学グローバル・ビジネス研究科に1名、東京大学大学院教育学研究科に1名を派遣した。</p> <p>また、2014年・2015年と系列法人化している国際大学に研修者1名を派遣し、国際大学からも研修者を受入れ、職員間の交流を図った。</p> <p>さらに、文部科学省や日本私立大学連盟等が主催する調査研究事業や研修プログラム等に運営委員や講師等として参画し、大学職員として、教育開発や組織開発・人材養成に指導的な役割を果たす者も多く、これらは求められる職員像の「プロフェッショナル人材」を体現する取り組みと言える。</p> <p>また、業務に支障のない範囲で職員を兼任講師として委嘱することができ、主に情報メディア、キャリアデザイン、図書館活用法等の授業科目等の分野で職員が授業を担当している。2015年度は約50名が授業(1コマあるいは、15回授業のうち複数回のみ担当)を受け持った。</p> <p>大学のグローバル化推進に寄与するため、語学研修制度やグループでの海外研修制度を設け、語学研修には2015年度は、延べ40名の参加者があった。</p>	<p>語学研修を通じてSGUで計画している職員語学力の目標(TOEIC800点50%)目標に迫ることはもちろん、将来さらに加速するであろう大学国際化への一定程度のシナジー効果が期待できる。</p>		<p>SGUで計画している目標数値には現時点ではまだまだ到達してはいない現状である。今後は研修対象範囲を拡大するとともに、職員新規採用においても一定程度の語学力を有する者を採用する等の政策誘導が必要である。</p>		
	<p>広報戦略本部及び広報センターでは、広報意識を高めながら、情報資源をブランドに結び付けていくかを考え、各部署でのホームページの更新方法を学ぶため「広報関連業務・ウェブリリース2操作説明会」を毎年実施している。2015年度は「ブランドは自ら作る一その戦略をどう考えるか」と題し、受験情報の分析で定評のある大学通信・安田賢治氏を招き各部署から広報連絡員・ホームページ担当者ら79名が受講した。</p>					

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準9 管理運営・財務 (1) 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
<b>(5) 危機管理体制, 防火防災体制の構築 ※明大オリジナル項目</b>						
a 防火防災及び緊急事態（火災, 地震）	<p>&lt;各キャンパスにおける危機管理体制, 防火防災体制&gt;</p> <p>防火防災体制としては, 「学校法人明治大学防火・防災管理規程」及び「学校法人明治大学自衛消防隊組織編成基準」において, 防災本部のもと全職員による自衛消防隊を組織し, 通報連絡班, 消火班等自衛消防隊本部, 通報連絡係, 初期消火係等消防小隊の任務を規定しており, これに基づいて各種防災訓練を行って災害時に備えている。2015年度は, 各キャンパスにおいて, 大学独自及び自治体と協力した各種防災訓練を実施した。</p> <p>また, 従来, 学生に配布していた「防災ポケットガイド」に代えて, 「明治大学防災ガイド」(日本語版及び英語版)をホームページに掲載するとともに, 同ガイドを「iMeiji」により閲覧できるようにした。</p> <p>災害時の協力体制としては, キャンパスが所在する自治体との防災の協定を結んでおり, 駿河台キャンパスでは, 千代田区と「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」を, 中野キャンパスでは, 中野区と「災害時における協力体制にかかる基本協定」を締結し, 帰宅困難者用の食料・資機材の備蓄, 防災訓練, 学生ボランティアの派遣等を行っている。</p> <p>なお, 各キャンパスでは, キャンパスに所属する学生・教職員の6~7割が3日間過ごせる食料を備蓄するとともに, デジタル簡易無線機等資器材を備えている。</p>	<p>2015年度は, 各キャンパスにおいて, 大学独自及び自治体と協力した各種防災訓練を実施し, 防災に関する知識の習得及び技術の向上に努めた。</p> <p>学生に配布していた「防災ポケットガイド」に代えて, 「明治大学防災ガイド」(日本語版及び英語版)をホームページに掲載するとともに, 同ガイドを「iMeiji」により閲覧できるようにし, 防災に係る情報の周知に努めた。</p>	<p>防災訓練については, 学生・教員の参加人数が少ないため, 参加人数を増やす方が必要である。</p>	<p>防災訓練については, 内容の一層の充実を図り, より実践的な訓練を行う。</p>	<p>防災訓練については, より多くの学生・教員が参加するよう, 訓練回数, 訓練の種類等を増やす。</p>	<p>防火・防災体制の運用を具体的に示す「災害発生時等の行動チェックシート」及び「大規模地震対応マニュアル」の作成を進めており, 2016年度中の完成を目指す。</p>
b 危機管理広報	<p>大学役員・学部長・法人および教学部門の管理職を対象に「危機管理広報セミナー」を毎年夏期休暇前に実施している。これは, 危機管理広報事案において基本的な初動対応の仕方と事例について学び, 意識向上と緊急時の連絡体制・対応の心得について周知徹底するものである。2015年度は, 7月に実施し160名を越える参加者が集った。また, 一般職向け「広報関連業務説明会」においても, 部署ごとに配布している「危機管理マニュアル」の確認を平常時にも随時行うように呼びかけた。</p>	<p>7月に危機管理広報セミナーを実施したが, 法科大学院元教員による問題が9月に発生し, 学内体制や情報管理, 対外的機関への対応等リスク管理上, 有益であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理事案が大学経営に及ぼす影響を大学構成員(教職員・学生)に理解させ, 危機管理広報事案が発生しないよう, 所管部署と連携してコンプライアンス向上を図る必要がある。</li> <li>「危機管理マニュアル」を適宜新しい情報に更新していく必要がある。</li> </ul>	<p>座学で事例を学ぶだけでなく, 模擬記者会見をはじめ, 事例を踏まえたシミュレーションによるロールプレイを実施し, リスクに対する経験値を高めていく。特に, 高度な判断が要求される幹部教職員へ強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNSでの炎上案件が多く想定される学生に向け, わかりやすい事例を踏まえながら注意喚起するマンガ等を制作する。学生にも大きな過ちを起さないよう, 教育していく。</li> <li>「危機管理マニュアル」を更新を行っている。</li> </ul>	<p>危機管理広報事案が発生しない土壌をつくる必要がある。明治大学の構成員としての自覚を促すインナー広報と, 事態を起した後の社会への影響等を広く啓発していく。</p>
<b>(6) 大学を支援する団体などの構築 ※明大オリジナル項目</b>						
a 父母会との協力関係と大学の管理運営・ステークホルダー(校友会・父母会)との連携	<p>明治大学連合父母会が主催する父母会総会・父母懇談会が5月から7月にかけて, 全国57地区父母会で開催された。懇談会では, 学生生活, 学業成績, 就職等に関して, 父母と大学担当者との間で熱心な個別相談が行われた。</p> <p>また, 10月には, 駿河台キャンパスにおいて, 首都圏11地区の父母会が合同で, 学部3年生の父母を対象とする就職懇談会を開催した。父母約1,500人が参加した懇談会では, 父母の不安を少しでも和らげ, 子息・子女への効果的な支援とコミュニケーションを促すために, 本学の就職支援体制の説明, 専門家による講演会, 内定者(4年生)によるパネルディスカッションが行われた。</p>	<p>本学らしいブランドに触れる機会を通じ, 明治大学へ進学させたことに満足してもらう機会となっている。また, 明治が「第二の母校」という, 熱烈な明大ファンとなった父母との絆を確認交流する場ともなっている。</p>	<p>大学の国際化への取り組みと連動した, 海外在住父母との関係構築を目指した働きかけ等が進展していない。</p>	<p>散発的に組織されている各地区父母会OB組織と, スポーツ応援や文化行事, 情報交換などを通じて, 緩やかな関係の体系化を伸張する。</p>	<p>校友会支部のある韓国及び台湾において, 同校友会の協力により, 父母会設立準備懇談会を執り行う。</p>	<p>海外父母会の設立を目指した懇談会や現地調査を行う。同時に, 日本で本学に在籍する留学生との意見交換会や父母交流会への参加を通じての文化交流を促進する。</p>

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準9 管理運営・財務 (1) 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
b 校友会との協力関係と大学の管理運営	<p>9月に第51回全国校友滋賀大会を開催した。全国の校友会支部、韓国・台湾の海外支部から約1,200名の校友が参集し、旧交を温めるとともに、新たな絆も深めた。10月には、第18回ホームカミングデーを駿河台キャンパスにおいて開催し、約3,800名の校友やその家族等が来場した。</p> <p>また、新たに承認した「ロサンゼルス紫紺会」、「インド・チェンナイ紫紺会」の2団体に会旗を授与した。</p>	<p>全国校友大会等、全国の校友が、毎年開催地に集まり、併せて大学役員・役職者が出席し懇親を深める機会を設けることで、母校愛を涵養し、それが母校支援につながった。</p>		<p>全国校友大会について、校友会各県単位支部主管ではあるが、校友会本部業務を分掌事項とする校友課でもそのPRや内容充実に協力していく。</p>		

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (2) 財務

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
<b>(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。</b>						
<b>財政的基盤の状況と財政計画</b>						
a <財務運営の目的>	<財務運営の目的> 大学は教育・研究を適切に遂行するため、明確な将来計画に基づいて、必要な経費を支弁する財源を確保し、これを公正、効率的に配分・運用する責務があり、本学は総合大学としての使命を十分に果たすべく、必要な財政基盤の確立を目指した財政運営を推進する。具体的には、長期的に収支均衡を図ることを財政運営の基本とし、中・短期的には資金計画及び事業計画の未達成部分等について随時見直しを図り、期中に発生する重要事項については、理事会及び評議員会の議を経て、補正予算で対応する。また、私立学校法の主旨に則り、大学構成員、関係者及び一般社会への説明責任の観点から、ホームページ等を通じて積極的に財務情報を公開する。	経常収入に占める教育研究経費は41.8%で、教育研究経費は目標の35%を超えている。人件費比率は53.7%で、依然として高い水準にあるものの、前年からは低下した（新会計基準により財務比率の計算方法が変更となったため単純比較するとコンマ数%の誤差は出るが、前年の人件費比率は57.6%）。2015年度決算では、将来の大規模改修に備えた財源確保のため、施設設備整備引当資産に20億円を繰り入れた。	中期計画策定委員会の下、財務戦略ワーキンググループで策定した収支見込みをベースに予算編成をしていたが、入学定員超過率の厳格化に関する文部科学省通知及びそれに伴う本学の対応方針が大きく変動するため、状況の変化に応じた収支見込みを策定し直したうえで予算編成に反映させる必要がある。	2015年度より、財務戦略ワーキンググループにて収支見込みのシミュレーションに基いた学費値上げを提言してきたが、これを引き続き働きかけるほか、その他の増収策及び経費削減策の実現により、財政的基盤を維持・改善する。	入学定員超過率の厳格化に関する文部科学省通知を受け、基本金組入前当年度収支差額の目標額を新たに設定する。	入学定員枠の増加申請や学費の値上げ等、学内的な収入条件の変化を注視し、都度適切な収支見込みを設定のうえ予算編成に反映させる。
<財政的基盤の概況>	<財政的基盤の概況> 帰属収入に占める学生生徒等納付金は66.2%、人件費は53.7%、教育研究経費は41.8%である。教育研究経費は目標の35%を超えているが、学納金以外の収入確保の難しさと支出に占める人件費・物件費の固定的で硬直性の高い傾向が続いている。					
<中・長期的教育研究計画に対する財政計画の策定と関連性>	<中・長期的教育研究計画に対する財政計画の策定と関連性> 本学は、建学の精神・教育理念に基づく教育研究活動を永続的に発展させることを目的として、教学と法人が一体となった検討組織として「学校法人明治大学中期計画策定委員会」を立ち上げた。同委員会立ち上げにあたり、予算配分・管理の在り方等財政健全化に向けた財務戦略に関する基本方針及び財政的な見通しを理事会に答申することを目的として2012年度に設置された「財政検討委員会」にて、法人における財政基盤の確立・強化及び財務戦略の推進に関し理事会から諮問された事項を検討し、財政検討委員会答申書（第一次）を2013年9月末に理事長宛に提出し、10月2日の理事会において本答申書に関する報告を行った。 財政検討委員会の答申を踏まえ、中期計画策定委員会の下に3つの専門部会が設置され、このうち財務戦略及び施設設備整備計画についての中長期計画策定を担う「財務戦略・施設設備整備計画専門部会」の下に、財務理事を座長とする財務戦略ワーキンググループを編成し、財務戦略についての中期計画を策定した。ワーキンググループでまとめられ、上申された計画は、2014年8月開催の中期計画策定委員会において他の専門部会計画と合わせて審議され、10月に「学校法人明治大学中期計画（第一期）」として発表された。当該中期計画における財務戦略として、計画的な入学者数確保による学生生徒等納付金の安定的確保、学生生徒等納付金以外の収入源強化及び聖域なき支出の見直しにより、施設の維持保全を円滑に進めるための財源を確保し、帰属収入の8%以上の収入超過を目指す中期目標を設定した。またそのための方策として、経常経費・政策経費等の区分の見直し等による、よりフレキシブルな予算制度の構築を掲げ、2015年度の予算編成から採用している。 なお、当該中期計画は、2015年1月の中期計画策定委員会にて、財務戦略を含めた中間統括をまとめ、外部に公表している。					

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (2) 財務

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
<b>科学研究費助成事業、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況</b> a <募金による寄付金の受け入れ状況> ・募金活動の推進	<p>募金室で募集している募金制度は(1)「未来サポーター募金」, (2)「教育振興協力資金」の2つである。その他の募金制度は、各学部等が募集している。</p> <p>この他、遺贈の案内や寄付者顕彰制度の導入等、大学財政に寄与する大口寄付の獲得に向けた活動も行っている。</p> <p>(1)未来サポーター募金の主な募集対象は、校友、教職員、団体・法人である。この制度では、寄付者は寄付金の使途を5つの資金から選択できる。各資金の管理組織は、それぞれ寄付金の活用方針を検討し、実行している。それらの活用結果を取りまとめたものが活動報告書で、これを毎年寄付者に送付している。</p> <p>未来サポーター募金は、寄付者とのコミュニケーションを重視しており、各種の顕彰制度を実施している。特に一定額(個人:100万円, 団体・法人:500万円以上)の寄付を頂戴した寄付者に対しては、寄付者交流会に招待し、大学役職者と直接会う機会を設けている。</p> <p>(2)教育振興協力資金の募集対象は、学生・生徒の父母である。この制度は、教育研究環境の充実・発展に必要な経費として募集している。この寄付金は当該年度の教育研究経費の支出に充てるため、大学財政への貢献度が高い。</p> <p>2015年度全体の寄付実績は、(1)未来サポーター募金が前年比+42%の2億3436万円、(2)教育振興協力資金が前年比+17%の3817万円、その他の寄付金が+23%の2億2065万円となり、合計で前年比+31%の約4億9300万円と大幅な増となった。</p>	<p>■未来サポーター募金は、次の4点を中心に募集を行い、前年度を大きく上回る寄付を集めた。①活動報告書の送付(未来サポーター募金寄付者向け:7月)②明治大学広報募金特別号の送付(全国校友向け:9月・1月)、③ホームカミングデー当日受付(10月)④法人への寄付依頼(2月)</p> <p>■教育振興協力資金は年に2回趣意書を送付し、募集を行った。趣意書の記載内容を見直した結果、寄付者1人当たりの金額が増え、前年度比+550万円となった。</p> <p>■募金室で取り扱う口座を統一し、未来サポーター募金は振込手数料が無料となる銀行が1行から3行に増えた。これにより寄付者の利便性が向上し、銀行からの振込件数は前年比+4.6%となった。</p> <p>■学校法人明治大学寄付者顕彰制度の導入後、大口寄付者が増加した。</p> <p>【累計100万円以上寄付者】 括弧内は前年度比 2013年度:706人(+23) 2014年度:740人(+34) 2015年度:787人(+47)</p>	<p>■募金事業については、現在、目標額を明確に設定した周年事業募金や特定の施設整備のための寄付募集を行っていないため、最終目的は設定できていない。</p> <p>■法人への寄付募集は、法人側の環境の変化(株主説明責任、周年事業以外への寄付は行わない等)により以前より厳しくなっているのが実情である。</p>	<p>■未来サポーター募金と教育振興協力資金の払込用紙を統一したが、これをより発展させるため、明治大学に対するあらゆる寄付金の受入をこの払込用紙で可能とする仕組みを構築する。</p> <p>■払込用紙の改善に合わせて、インターネットによる寄付についても、さまざまな寄付制度の受入れが可能となるよう、整備を進める。</p> <p>■ただし、上記2点の実施にあたっては、関連する規程等の整備と、募集にかかる経費が単純に募金室の持ち出しとにならないような仕組みの導入を前提とする。</p>	<p>■各資金の将来計画については、各資金管理部署と協議のうえ、2016年度に作成する未来サポーター募金趣意書及び募金室ホームページに掲載する。</p> <p>■法人については、引き続き大学との繋がりを持つ企業を中心に寄付の依頼を行う。</p>	<p>■2031年の創立150周年に向けた周年事業募金の検討を開始する。</p>

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (2) 財務

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
<p>&lt;明治大学カード事業による外部資金の受け入れ状況&gt;</p>	<p>寄付金募集の他、奨学金を支援する活動として「明治大学カード事業」を実施している。</p> <p>「明治大学カード事業」は、提携するクレジットカードの利用額に応じた提携手数料収入、カード会員獲得による募集手数料、及びカード会報等に掲載する広告料収入等を事業収入として「創立者記念奨学金」に充当している。</p> <p>2015年度は、提携手数料が前年比40万円増の約890万円となった。募集手数料・広告掲載料を含めたカード事業全体の収入は約1190万円、前年比6万円減とほぼ横ばいであった。</p> <p>明治大学カード事業の主な収入源である提携手数料については、カード会社の設定する手数料率の低下傾向が続き、今後提携手数料収入の大幅な改善が期待できない状況である。また、カード会員向け各種特典も会員からの反応は低く、大学からの支出だけが継続している状況であったため、カード事業としての収支改善策を検討し、実行した。具体的には明治大学カード会報の終了とそれに伴うプレゼント企画の終了である。なお、会報の発行は2015年10月発行分で終了したため、実際に効果が表れるのは2016年度以降である。なお、カード会報終了による今後の本事業の主な広報媒体は、明治大学広報（通常号・募金特別号）とする。</p> <p>卒業後に年会費が発生することによる1年以内の退会者への対策は、その費用対効果に疑問があるため実施していない。</p>	<p>■明治大学カード会報の廃止により、年間250万円の経費削減が見込まれる。</p> <p>一方で、カード会報への広告掲載料がなくなるため、約100万円の収入減となる。差し引きで年間150万円の収支改善となる。</p> <p>■2014年度から取り組んできた入会資格の見直しは完了し、「本学と深い繋がりのある方」のみが入会できるカードとなった。</p>	<p>■提携手数料収入の発生する明治大学カードの最も多い加入源は学生カードからの切替である。このことから、学生カード会員の獲得に向けた取り組みを重点的に行う。</p>	<p>■明治大学カード会報の終了に伴い、その変わりとして明治大学広報募金特別号にカード事業関連の記事を掲載し、カード会員への情報提供及び未加入の校友・父母への募集を行う。</p>	<p>■学内キャンペーンの実施及び全キャンパス客席テーブルへの広告の設置を下記のとおり実施した。</p> <p>① 学内キャンペーン実施状況（2015年度）駿河台キャンパスを除く全キャンパスで延べ31日実施、750人が申し込み。</p> <p>② 広告設置状況 全キャンパスの食堂客席にPOPスタンド式広告を計350個設置</p> <p>■学内キャンペーンは次年度以降も同程度を目標に実施し、学内広告も未設置の場所への展開を行う。</p>	<p>■学内広告について食堂以外に広告の設置が可能な場所を調査し、関係部署と協議の上、設置する。</p>
<p>消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性</p>	<p>比率は2015（平成27）年度を表示、同規模他私大平均値は日本私立学校振興・共済事業団2014〔平成26〕年度版「今日の私学財政」を引用している。</p> <p>(ア) 消費収支計算書関係比率 学生生徒等納付金比率は、2013年度の71.8%、2014年度の69.6%から引き続き低下し、66.2%となった。これは大型の受託事業収入による影響である。</p> <p>基本金組入率は1.6%となった。2013年度の13.9%、2014年度は8.6%から1.6%へと大幅に減少した。</p> <p>人件費比率は53.7%で、2013年度の57.8%、2014年度の57.6%からは減少したが、これも大型の受託事業収入による一時的な要因である。</p> <p>人件費依存率は、2013年度の80.6%、2014年度の82.7%から81.1%となった。</p> <p>教育研究経費比率は41.8%で、2013年度の40.3%、2014年度の40.5%からは上昇した。教育研究経費の充実を重視した予算措置や受託事業の増加によるものである。</p> <p>減価償却比率は10.3%で、2013年度の12.0%、2014年度の11.2%から減少した。2013年度以降、大規模な建物等の竣工がなかったことによる。</p> <p>基本金組入後収支比率は100.6%で、2013年度の120.1%、2014年度の112.8%から減少した。基本金組入額が大幅に減少したことによる。</p>	<p>学校法人会計基準改正に伴い財務比率の算出方法にも一部変更があったため、前年度までの比率と比較すると多少の誤差が発生するが、変更後の事業活動収支計算書関係比率のうち、以下の指標は前年度から改善された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生生徒等納付金比率</li> <li>・人件費率</li> <li>・人件費依存率</li> <li>・教育研究経費比率</li> <li>・基本金組入後収支比率（旧消費収支比率）</li> </ul> <p>また貸借対照表関係では、2010年度以降右肩下がりであった流動比率が181.3%となり、前年度から改善された。</p>	<p>基本金組入率は、前年度の8.6%から1.6%へと大きく低下した。また、前年度と比較して改善が見られた事業活動収支計算書関係の比率も、主に大型の受託事業収入という特殊要因による影響であり、かつ教育研究経費比率以外は目標値を達成していない。大学の財務体質は依然として改善を要する状況である。</p>	<p>教育研究経費比率については大型の受託事業終了により2016年度は悪化が見込まれるが、目標値の35%を下回らないよう、教育研究の充実を重視した予算措置を行う。</p>	<p>次年度については引き続き総支出額を抑制し、右肩下がり傾向が止まった流動比率をさらに増加させることに重点を置き、施設設備等の引当資産への繰入を継続して実施する。</p>	<p>低い基本金組入率は、緊縮財政を実施した短期の結果としては起こり得るが、中期的に続くのは望ましい状況でないため、10%への回復及びその後の安定的な組入率の維持を指標とする。</p> <p>また、原資確保のために減価償却引当金を設定し、将来に備えた積立を行う。</p>

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (2) 財務

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
	<p>(イ) 貸借対照表関係比率 固定比率は112.1%で、2014年度の112.8%からは減少し、2013年度の112.0%の水準に戻った。 固定長期適合率は93.5%で、2013年度の93.9%、2014年度の94.2%からは減少した。 流動比率は支払能力の判断基準とされるが、2015年度は181.3%となった。130周年記念事業での大型施設建設等により、年々減少を続けていた2011年度以降で初めて前年度から回復した(2014年度は173.8%)。 総負債比率は22.7%で、2011年度の退職給与引当金の期末要支給額変更の影響以降、ほぼ横ばいとなっている。2013年度は22.4%、2014年度は22.6%であった。 負債比率は29.4%で、総負債比率と同様の理由で、2011年度よりほぼ横ばいとなっている。2013年度は28.8%、2014年度は29.2%である。 基本金比率は、ここ数年は99%台を維持し、これは同規模他私大平均値よりも高い。 退職給与引当特定資産保有率は、2010年度まではほぼ100%を維持していたが、2011年度からは退職給与引当金の期末要支給額を変更したことにより、50.0%となっている。 繰越収支差額構成比率はマイナスの増加を続けているが、2015年度は2014年度から横ばいのマイナス31.8%であった。</p>					
<b>(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。</b>						
<b>予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査</b>						
a <予算編成と執行のルールと責任>	<p>各学部等機関における教育研究目的を实践するための具体的な財源確保は、それぞれの教育・研究に関わる中・長期計画を策定し、必要な事業を予算化することから始まる。「学校法人明治大学予算管理要領」において、学長は大学における翌年度の教育・研究に関する年度計画書及びこれに関する長・中期計画書を作成し、9月末日までに理事長に提出することを規定している。</p> <p>上記の計画書提出までの流れとして、学長はまず大学全体の計画をまとめるため、翌年度の教育・研究年度計画を策定するための基本方針となる「学長方針」を5月下旬に提示する。各学部等機関は、学長方針に基づき、「教育・研究に関する年度計画書」を6月末に学長へ提出し、7月中に提出された年度計画書及び政策的計画に関して、各学部等機関は大学執行部による「学長ヒアリング」を通じて年度計画について説明を行う。学長は、この計画に対し、教学における調整及びプライオリティを判断し、「学長の教育・研究に関する年度計画書」として9月末に理事長に提出する。</p> <p>その後、10月中旬に理事会から出される予算編成方針に基づき、各学部等機関が次年度の予定経費要求書を11月上旬までに作成し、財務部に提出する。この予定経費要求書を財務部が取りまとめて整理・分析し、12月に理事長及び学長を含めた理事者による集中的な予算審議を行うことで、次年度予算原案を作成する。</p> <p>これらの審議を経て、1月末の理事会において予算審査定結果の承認及び次年度予算原案を審議・承認し、3月末に開催される評議員会の議を経て予算案(配分予算)が決定する。以上のとおり、予算編成過程において、執行機関である各学部等機関と、審議機関である理事会・評議員会との役割は明確になっている。予算執行については理事会が責任を負っている。</p>	<p>1. 予算の振替を不可としていた「政策経費」を廃止し、各予算主管部署の総枠の中で柔軟に運用可能とした「特定課題推進費」を導入し、「特定課題推進費」内の予算の振替を可能とした。</p> <p>2. すでに契約締結済の経費、規程等により支出が定められている経費等、支出額が確定している経費を固定費として抽出し、優先的に予算配付した。</p> <p>以上2点の改善の結果、2015年度は、期中の予算追加申請書の数が前年度比で2割弱減少し、各部署の事務手続きの緩和につながった。また「特定課題推進費」を他の目的と同様の運用方法としたことで、執行ルールがよりシンプルで明確になったと考えられる。</p>	<p>基金事業費や、近年増加している参加費徴収型のプログラム経費等、収入に紐付いた経費の取り扱いが統一されていない。また、大学持ち出し経費との適切性判断がなされていない。</p>	<p>予算編成方法は維持しつつ、より現場のニーズを汲みとれるよう、事務レベルによる部署毎の個別ヒアリングや査定に重点を置いた予算審議方法の検討にも着手する。</p>	<p>収入と紐付いた経費を整理し、関係部署に収入予算を漏れなく入力してもらうことで、収入関連経費として取り扱う。</p>	<p>学部等独自のプログラムに対応した管理方法(目的)の見直しを行う。</p> <p>また、予算編成だけでなく、厳しい財政状況下においては期中予算追加についても管理を徹底するため、財務課内でのガイドラインを確立する。</p>

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (2) 財務

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明	評価		発展計画		
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
<特定課題推進経費導入による重点的な予算編成>	<p>「学校法人明治大学中期計画（第一期）」における財務戦略としての帰属収支差額改善、財政的基盤の立て直しを優先すべく、配分された総枠の中で各部署が実施内容を検討のうえ、効率的かつ柔軟に実施していく前年度の方式に即した「2016年度予算編成方針」を立てた。</p> <p>すでに契約締結済の経費、規程等により支出が定められている経費や「収入支出関連経費」等、支出額が確定している経費を固定費として抽出し、内容を確認したうえで要求額を配付し、それ以外を各学部等機関に配分する。</p> <p>「収入支出関連経費」の主な内容は、学部独自の教育を展開することを目的とした文系学部の「実習料」と理系学部の「実験実習料」であり、これらは学生生徒等納付金として徴収している。「実習料」は、特色ある学部教育のために充てられる学部独自の予算の原資であり、学部学生への還元を前提とした出版事業やTOEIC<sup>®</sup>、TOEFL<sup>®</sup>への受験助成、各種インターンシップ事業、就職支援事業他に係る経費として運用されている。また「実験実習料」は、教育の根幹をなす実験及び実習科目に必要な機器の購入経費にも充当している。</p>					
<公認会計士監査>	<p>本学における「公認会計士（独立監査人）監査」は、私立学校振興助成法第14条第3項に基づき、公認会計士に委嘱して行っている。具体的には、公認会計士がリスクアプローチに基づく標準化された手続（試査・実査等）によって、財務部門を中心に各事務部署に対して期中（2015年10～12月）及び期末（2016年4～5月）に年間延べ約122人・日の往査を行い（往査には内部監査人が同行している）、計算書類が学校法人会計基準に準拠して作成されているか、証憑や計算書類が適正であるか監査している。期中及び期末監査とも監査実務終了後、公認会計士監査の適正性、客観性について担保するため、審査人による審査を実施する。大学財政の現状及びその会計処理の適正性を確認するため、2015年12月及び2016年5月に公認会計士と学校法人明治大学監事による連携監査を実施し、大学財産等の状況について、連携し、監査手続を行っている。</p> <p>また、公認会計士の監査指摘事項・指導等の会計監査結果を実務業務に活かすため、財務・内部監査部門が参加する総括報告会を2015年12月及び2016年5月に実施した。総括報告会を実施することにより、財務部門及び内部監査部門は、適正な財務・会計処理及び業務処理の指導・改善に向けた情報を収集し、有効な業務指導・業務改善を行うことが可能となり、2015年度及びそれ以降の業務改善に結び付いている。2016年6月に理事会は、当該年度の計算書類について公認会計士から「独立監査人の監査報告書」の提出を受け、計算書類等が本学の経営状況及び財政状態の重要な点において適正に表示されていることを確認・了承した。</p>	公認会計士による期中監査及び期末監査終了後の監査指摘事項・指導等の会計監査結果を実務業務に活かすため、財務部・監査室向けの総括報告会を毎回実施している。総括報告会を実施することにより、財務部門及び内部監査部門は、適正な財務・会計処理及び業務処理の指導・改善に向けた情報を収集し、有効な業務指導・業務改善に結び付いている。		公認会計士からの指摘事項を関係部署にその都度詳細を連絡し、業務改善を行うよう指示している。また、内容によっては、その年度の内部監査の対象部署として取り上げている。		

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 9 管理運営・財務 (2) 財務

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
<監事による監査>	<p>本学は私立学校法第37条第3項に基づき監事3名を置き、監事の業務基準である「暫定監査基準」に基づき、学校法人の業務及び財産の状況を毎年、監査している。2015年度は所要の監事監査を独立監査人（公認会計士）と連携監査を実施し、理事会及び評議員会に「監査報告書」を提出した。また、学校法人の業務について、適時、適切に理事会、評議員会及び他の重要な会議に出席し、意見を述べ、さらには、理事と担当業務について意見交換を行う等することにより、学校法人及び理事の業務執行の適正性、適法性、効果性の確保・向上及び財産の状況の把握に役立てている。</p> <p>&lt;内部（業務）監査と業務改善&gt;</p> <p>本学では業務の監査・改善の取組みとして、「内部監査規程」に基づき、内部監査（業務監査）と情報システム監査を実施している。内部（業務）監査は、毎年、大学方針や監督官庁等の施策に沿った重点業務・部署を中心に実施しており、立案－実地監査－監査報告（改善箇所等の指摘）－現場改善－改善確認－立案のPDCAサイクルに基づき行い、業務の適法性、目的性、適切性、効率性等の確保・向上に寄与している。また、独立監査人（公認会計士）・大学監事とも業務連携を行い、重層的に監査・業務改善の取組みを行っている。内部監査は、事務組織である監査室（専従職員3名）により行われ、2015年度は、9月～12月の期間に11部署の業務監査を実施した。監査結果は「内部監査報告書」により、理事会に報告している。理事長が特に改善を要すると判断した業務（部署）について担当理事と協議し、監査室が「改善指摘事項」を作成し、担当理事を通じて該当部署への改善取組を依頼する。要改善指摘事項は、2016年4月に「改善取組報告書」により理事会に報告・了承を得ている。</p>		監事の業務基準である「暫定監査基準」は昭和42年に制定されており、監事監査に必要な基本事項は網羅されているものの、高度化・複雑化する大学活動にあって、適切な監査活動を実施するための行動規範が必要である。			法人運営を監査し、もって大学運営の質の向上に資することを目的として、監査の対象・内容・方法・手順等を明記した「監査実施要領（仮称）」を作成する必要がある。
<p>予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立</p> <p>b) 法人経営の側面から予算全体の分析・検証システム</p>	<p>法人経営の側面から予算全体の分析・検証システムは、評議員会の下に設置される予算委員会が担っている。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「（各年度）予算委員会審議報告書」を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行および予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は当該年度末に、理事会の意思決定、予算執行についての振り返った結果を報告する仕組みを構築している。なお、2012年度からは「予算委員会審議報告書」に基づき、前期時点における法人・大学各機関が取り組んできた要望事項の対応経過、進捗状況、検討結果等の中間報告を評議員会において行っている。</p> <p>理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムを取っており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。</p>	基本金組入前当年度収支差額で収入超過を達成した。要因は複合的ながら、新しい予算編成方法は執行の抑制に重点を置いているため、総支出の管理に寄与したと考えられる。	現在の予算編成制度は予算執行の抑制自体に重点を置き、全てを経常経費として扱っているため、執行の効果分析には至っていない。	新学部が完成年度を迎える2017年度予算編成に向けて、増加する費用を分析し、予算の総支出額策定に反映させる。	当面は、予算執行の抑制に重点を置く方針を継続する。	財務課の各予算主管担当レベルで、予算執行状況から計画に沿っているかどうかのフォローを実施する。また中期的な決算推移を見ながら、効果分析を伴う経費の部分的再導入を行う。
2016年度予算編成	<p>2016年度予算は、予算編成方針に則り、基本金組入前当年度収支差額の目標設定を行った上で固定的な経費を確保した後、内容を精査し予算を配分するため、前年度同様に柔軟な予算の組み替えを認めるが、配分にあたっては、経費を精査し継続の是非について再検討を行うとともに、固定的な経費を見極めたうえで、過年度の執行状況等を勘案することとした。</p> <p>また新規要求は既存の予算を削減しその財源を明らかにして要求することとし、提出された要求に対しては、効果や他の実績等を勘案して査定することとした。</p>					

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 10 内部質保証システム

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
<b>(1) 学校法人の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</b>						
a ◎自己点検・評価を定期的実施していること。 ◎自己点検・評価の結果を公表していること。	法人では、毎年、「法人自己点検・評価委員会設置内規」に基づき、法人自己点検・評価委員会を実施しており、各法人部署が作成した報告書を、全学的な視点から点検・評価している。公表については、法人部門の内容を含めた報告書を、取りまとめ部署である評価情報事務室が本学ホームページで広く社会に公表している。					
◎受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報を公表していること。 ※財務関係書類（事業報告書等） ※学校教育法等法令によるもの ※情報公開請求への対応	「情報公開」として学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報に関する内容を「教育情報の公表」、法人経営に係る内容を本学ホームページの「事業計画書、事業報告書、財政状況」の各ページにおいて年度初めに公表している。 本学の保有する個人情報の開示等請求については「個人情報の保護に関する規程」に基づき、手続き、窓口等をホームページに明示している。個人情報保護関係では、「学校法人明治大学個人情報保護方針」、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」及び「学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン」を定め、教職員が適切に個人情報を取扱うよう管理体制を整えとともに、新入職員研修その他の研修を企画・実施し、意識の徹底に努めている。					
<b>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか</b>						
a ●質保証を積極的に行うための方針を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。 ①内部質保証の方針と手続きの明確化 ②内部質保証を掌る組織の整備 ③自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立 ④構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底	本学では、建学の精神、理念・使命、人材養成その他教育研究上の目的及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、明治大学「内部質保証の方針」を定め、方針、組織体制、関係校規を明示している。 「内部質保証の方針」では、点検・評価を行う「自己点検・評価全学委員会」「各学部教授会・研究科委員会等及び各学部等自己点検・評価委員会」「自己点検・評価 評価委員会」の役割を定めるとともに、点検・評価から年度計画・予算システムへ連動させることを方針として掲げている。 構成員のコンプライアンス意識の徹底に関しては、法令順守の精神に則り、教育・研究を行う高等教育機関としての社会的な責任を果たすため、各種の分野に応じ、必要な校規を設けるとともに、それに定めるところにより教育・研究活動及びその支援業務を行うことにより、コンプライアンスの徹底を図っている。研究関係では、「明治大学研究者行動規範」、「明治大学利益相反ポリシー」等、情報システム関係では、「明治大学情報セキュリティポリシー」等、ハラスメント関係では、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」等を定めている。					

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 10 内部質保証システム

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
	<p>法令順守の精神に則り、コンプライアンスに関する必要な校規を設けるとともに、コンプライアンスの徹底を図っている。</p> <p>研究関係では、「明治大学研究者行動規範」をはじめ、各種規程を定めている。研究費の適正使用に向けて、研究活動の不正行為に関する通報及びその相談窓口、適切な手続処理のほか、通報者の保護を図り、不正行為等の未然防止・早期発見に努めている。また、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「不正行為への対応等に関するガイドライン」の対応として、コンプライアンス教育コンテンツを視聴後に「誓約書」をコンプライアンス推進責任者まで提出すること、研究倫理教育としてCITI Japan プロジェクト提供のeラーニングを修了することを推奨している。</p> <p>個人情報の保護については、「学校法人明治大学個人情報保護方針」、「個人情報の保護に関する規程」、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」、「学校法人明治大学特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱要綱」を定めている。</p> <p>情報システム関係では、本学の情報資産の安全性と健全性の確保・保全に関して規定している「明治大学情報セキュリティポリシー」のほか、ソフトウェアも本学の重要な資産であるという認識の下、ソフトウェアの不正使用等を防ぐための「学校法人明治大学ソフトウェア管理規程」を定めている。</p> <p>ハラスメント関係では、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、万一、キャンパス・ハラスメントが発生した場合に迅速かつ適切に必要な措置が講じられるよう「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」により、ハラスメントの相談体制や発生時の審査手続等が整えられている。</p>					
<b>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか</b>						
a ●そのシステムを適切に機能させ、改善に結びつけているか。 ①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 ②データベース化の推進 ③学外者の意見の反映 ④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応	<p>法人経営、予算面からの内部質保証システムとして、評議員会に設置される「予算委員会」の役割がある。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「(各年度) 予算委員会審議報告書を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行及び予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は、当該年度末に「(各年度) 予算委員会要望事項について(報告)」として、理事会の意思決定、予算執行を振り返った結果を報告する仕組みとなっている。理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムとなっており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。なお、予算委員会は教職員の身分のある評議員と学外有識者の評議員がほぼ半数で構成されており、学外有識者の関与という視点からも重要である。</p> <p>なお、「法人部門の自己点検・評価」については、総務担当常勤理事を議長とし、法人事務部長と学外有識者を交えた「法人自己点検・評価委員会」が組織されている。法人運営を学外の意見を踏まえながら自己評価する仕組みが整っている。</p>		これまでの「法人自己点検・評価報告書」は事業計画の内容を反映していなかった。		2015年度の「法人自己点検・評価報告書」から、事業計画の項目を反映させる。	今後、さらに「中期計画」や「事業計画」等を連動させることによって、法人の自己点検・評価に生かしていく。

# 2015年度 法人 自己点検・評価報告書

## 基準 10 内部質保証システム

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明  C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述
	<p>毎年度、本学の活動記録である「学事記録」と、他大学との比較や年度推移に焦点をあてた「本学の概況資料集」を企画課が作成している。これらは役員をはじめとして、評議員、学内役職者及び学内関連部署に配布するとともに、データをM I C Sに掲載し、教学の発展方策の立案や経営判断資料の作成など多角的な利用に供することとしている。2015年度については、概況資料集（2014年度）を7月24日に、学事記録（2014年度）を12月14日に発刊した。</p> <p>2013年度に受審した大学基準協会からの大学評価（認証評価）では、法人部門に関する指摘事項（努力課題）は無かった。</p>	<p>2015年度に作成した「学事記録」及び「概況資料集」のフォントを変更し、見やすくした。</p>		<p>資料を利用する側にとってわかりやすい資料となるよう引き続き改善に取り組む。</p>		

キャンパス名	組織	設置されている教育組織	収容定員 (人)	校地面積 (㎡)	収容定員 一人あたりの 校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	収容定員 一人あたりの 校舎面積 (㎡)
駿河台キャンパス	【学 部】	< 3・4年次 > 法学部 / 商学部 / 政治経済学部 / 文学部 / 経営学部 / 情報コミュニケーション学部	11,045	36,625	3.32	171,453	15.52
	【大学院】	法学研究科 / 商学研究科 / 政治経済学研究科 / 経営学研究科 / 文学研究科 / 情報 コミュニケーション研究科 / グローバ ル・ガバナンス研究科					
	【専門職大学院】	法務研究科 / ガバナンス研究科 / グロー バル・ビジネス研究科 / 会計専門職研究 科					
和泉キャンパス	【学 部】	< 1・2年次 > 法学部 / 商学部 / 政治経済学部 / 文学部 / 経営学部 / 情報コミュニケーション学部	9,502	80,240	8.44	85,525	9.00
	【大学院】	教養デザイン研究科					
生田キャンパス	【学 部】	理工学部 / 農学部	6,711	169,832	25.31	120,747	17.99
	【大学院】	理工学研究科 / 農学研究科					
中野キャンパス	【学 部】	国際日本学部 / 総合数理学部	2,575	16,580	6.44	32,181	12.50
	【大学院】	国際日本学研究科 / 先端数理科学研究科 / 理工学研究科新領域創造専攻・ 同建築学専攻国際プロフェッショナル コース					

表2 寄付金の受入状況 (単位：千円)

寄付金の種類	2013年度	2014年度	2015年度
未来サポーター募金	137,516	164,345	234,360
教育振興協力資金	37,506	32,676	38,171
学術研究奨励寄付金	67,886	59,083	55,286
奨学基金	0	0	55,280
校友会奨学金	45,000	45,500	19,500
寄付講座	22,350	27,170	15,500
その他の寄付	26,499	39,760	75,092
合計	343,894	375,506	493,189

※ 金額は受配者指定寄付金として受け入れたものを含めた当該年度中の申込額

表3 未来サポーター募金年度別寄付実績

① 寄付者区分別

(単位：千円)

区分	2013年度		2014年度		2015年度		募集開始からの合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
個人	校友	1,789	89,405	2,629	109,135	2,760	172,957	11,347	655,832
	父母	47	2,630	65	4,282	85	4,888	241	13,750
	教職	375	10,440	337	7,319	265	14,489	2,613	117,618
	一般	8	1,155	17	302	48	1,788	118	6,950
	小計	2,219	103,630	3,048	121,038	3,158	194,122	14,319	794,150
団体	53	8,242	50	9,503	53	8,849	333	144,708	
法人	81	25,644	97	33,804	89	31,389	694	545,693	
合計	2,353	137,516	3,195	164,345	3,300	234,360	15,346	1,484,551	

※ 募集開始：2010年9月

② 寄付資金別

(単位：千円)

分類	2013年度		2014年度		2015年度		募集開始からの合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
奨学	849	48,265	1,260	54,319	1,255	88,740	5,154	330,063
国際化	187	11,841	296	11,737	266	10,100	1,137	69,711
研究	262	8,212	326	11,518	284	17,455	1,556	88,488
スポーツ	659	31,509	829	52,403	1,063	64,527	4,317	268,408
キャンパス	396	37,689	484	34,366	432	53,538	3,182	727,881
整備								
合計	2,353	137,516	3,195	164,345	3,300	234,360	15,346	1,484,551

※ 募集開始：2010年9月

表4 明治大学カード事業の推移

(単位：千円)

収入の種類	2013年度	2014年度	2015年度
提携手数料 (注1)	8,484	8,910	8,935
募集手数料 (注2)	2,104	2,242	1,913
広告掲載料 (注3)	1,827	784	1,023
合計	12,415	11,936	11,871

(注1) 提携手数料：カード利用額に応じて提携カード会社から大学に支払われる手数料。

(注2) 募集手数料：新規入会1件につき一定額が提携カード会社から大学に支払われる。

(注3) 広告掲載料：年間2回発行している会報への広告掲載料。広告主から大学に支払われる。

表5 事業活動収支計算書関係比率 (2015年度決算)

名 称	公 式	評 価	明治大学	同規模他	目標
				私大平均値	数値
①学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金	どちらともいえない	66.20%	62.30%	70%
	経常収入				以下
②基本金組入率	基本金組入額	高い値が	1.60%	10.20%	10%
	事業活動収入	良い			以上
③人件費比率	人件費	低い値が	53.70%	49.10%	50%
	経常収入	良い			以下
④人件費依存率	人件費	低い値が	81.10%	78.80%	70%
	学生生徒等納付金	良い			以下
⑤教育研究経費比率	教育研究経費	高い値が	41.80%	37.10%	35%
	経常収入	良い			以上
⑥減価償却額比率	減価償却額	どちらともいえない	10.30%	10.70%	適宜
	経常支出				検討
⑦基本金組入後収支比率	事業活動支出	低い値が	100.60%	104.70%	100%
	事業活動収入－基本金組入額	良い			以下

表6 貸借対照表関係比率 (2015年度決算)

名 称	公 式	評 価	明治大学	同規模他	目標
				私大平均値	数値
①固定比率	固定資産	低い値が良い	112.10%	102.70%	100%
	純資産				以下
②固定長期適合率	固定資産	低い値が良い	93.50%	93.00%	90%
	純資産＋固定負債				以下
③流動比率	流動資産	高い値が良い	181.30%	216.50%	維持
	流動負債				
④総負債比率	総負債	低い値が良い	22.70%	14.50%	20%
	総資産				以下
⑤負債比率	総負債	低い値が良い	29.40%	16.90%	25%
	純資産				以下
⑥基本金比率	基本金	高い値が良い	99.70%	96.90%	100%
	基本金要組入額				
⑦退職給与引当特定資産保有率	退職給与引当特定資産	高い値が良い	50.00%	63.00%	維持
	退職給与引当金				
⑧繰越収支差額構成比率	繰越収支差額	高い値が良い	△31.8%	-16.5	△20%
	総負債＋純資産				以下